

市税や使用料などのお支払いは 口座振替が便利です

口座振替で納付できるもの

市税 市県民税／固定資産税／軽自動車税／国民健康保険税
料金等 保育料／幼稚園使用料／介護保険料／施設入所負担金／後期高齢者医療保険料／市営住宅使用料／市営住宅駐車場使用料／水道料金／公共下水道使用料／農業集落排水施設使用料／公共下水道受益者負担金／公共下水道受益者分担金／排水処理施設使用料／介護老人保健施設使用料

取り扱いできる金融機関

滋賀銀行／関西アーバン銀行／甲賀農業協同組合／湖東信用金庫／滋賀県信用組合／京都銀行／近畿労働金庫／グリーン近江農業協同組合／滋賀県民信用組合／ゆうちょ銀行（郵便局）

手続き方法

市役所または市内の金融機関に設置の口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳のお届け印を押印して、振替を希望される金融機関へ直接お申し込みください。
 ※申し込みされた金融機関から市へ依頼書が転送され、市が受理した翌月以降から振替可能となります。

その他 振替口座や名義の変更、振替する税料金の追加の場合も、再度口座振替依頼書でお申し込みください。

振替日

各納期限の最終日（通常は月末）

※残高不足などにより口座振替ができない場合の再振替は行いません。

詳細については、市ホームページをご覧ください。

口座振替のメリット

- ① 納期ごとに金融機関へ出かける必要がなく安全で確実です。
- ② 通帳の記帳内容から支払履歴が確認でき、領収書を紛失することがありません。
- ③ 口座振替の手続きは一度だけ。翌年以降も自動継続され、手間いらずです。

滞納債権対策課 収納推進係
 ☎65-0682 / ☎63-4574

甲賀市市制施行 10 周年記念 あいこうかうたプロジェクト 2014 記念講演会を開催

「であい・こうか八景」「大切な人への思い」をテーマに募集した短歌の中から、入賞作品 30 首を発表し、表彰します。今年には市制施行 10 周年を記念して「であい・こうか八景フォトコンテスト」の入賞作品の展示と表彰も行います。

■日時／12月21日(日)14時開演

第1部 入賞作品発表、表彰 第2部 記念講演会

講師：加賀美幸子さん（元NHKアナウンサー）

演題：こころを動かす言葉



■会場／碧水ホール

■碧水ホール・ロビーでの催し

◆「であい・こうか八景フォトコンテスト」入賞作品の展示

◆紫香楽宮歌木簡関連資料の展示

◆古代食の試食

あいこうか市民ホール（月曜休館）
 ☎62-2626 / ☎62-2625

事前に発行する入場整理券が必要です

※整理券発行場所

- ・あいこうか市民ホール
- ・碧水ホール
- ・あいの土山文化ホール
- ・甲賀共同福祉センター
- ・忍の里プララ
- ・信楽中央公民館
- ・市内各図書館

（座席に余裕がある場合は、当日も入場整理券を発行します。）

税金の納め忘れ

皆さんから納めていただく税金は、福祉・教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。市と県では、12月を「滞納整理強化月間」として、一斉に滞納整理を行います。

滞納している場合、給与・預貯金などの差押えや自宅の搜索をすることがあります。もう一度納め忘れがないか確認を

ご確認を

ないか確認ください。また、納付が困難な場合は早めにご相談ください。

問い合わせ
 市税・滞納債権対策課 滞納対策係
 ☎65-0681 / ☎63-4574
 県税・中部県税事務所 甲賀納税課
 ☎63-6106 / ☎63-0439

滋賀県と県内すべての市町から事業主の皆さんへ重要なお知らせです

平成28年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します

滋賀県と県内全ての市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。

特別徴収制度は、給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市・県民税）を徴収し、納入していただく制度です。

地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

特別徴収のメリット

- 給与所得者（従業員）は…
 - ◎毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
 - ◎納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
 - ◎納期が、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なくて済みます。
- 給与支払者（事業者）は…
 - ◎市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

※特別徴収の手続など、詳しくはお問い合わせください。
 税務課 市民税係
 ☎65-0679 / ☎63-4574

平成27年（2015年） 甲賀市成人式を開催

二十歳を迎えた新成人の門出を祝う甲賀市成人式を開催します。

●期日／平成27年1月11日(日)

●会場／あいこうか市民ホールほか

●対象／平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方

●日程／

- 13時30分 開場・受付
- 14時～14時30分 第1部 記念式典
- 14時30分～16時 第2部 記念イベント～新成人の集い／抽選会 他

●その他／

- ◆参加対象となっておられる方へは個別に招待状は送付しませんが、対象の方であればご参加いただけます。（市外在住者も参加可能）
- ◆当日は駐車スペースの不足が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- ◆本人以外のは入場は出来ませんのでご了承ください。付き添いが必要な場合は事前にご連絡をお願いします。

●主催／甲賀市 甲賀市教育委員会 成人式実行委員会

第2部終了後、各中学校別に次の会場で開催されます

水口中	各小学校別に実施のため各担当幹事から連絡があります
城山中	各幹事から連絡があります
水口中	各幹事から連絡があります
土山中	各幹事から連絡があります
甲賀中	かふか生涯学習館 17時30分～19時30分
甲南中	忍の里プララ 17時～19時
信楽中	信楽中央公民館（信楽開発センター） 17時30分～19時30分

問い合わせ
 社会教育課 青少年育成係
 ☎86-8022 / ☎86-83380